

新潟県健康ビジネス協議会 規約

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本協議会は、新潟県健康ビジネス協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本協議会は、企業、事業者、生産者が主体となって、地域や自らの有する健康・福祉・医療分野における優位性を活かし、学医官とも連携して健康関連産業の一層の振興に取り組み、もって地域の豊かで持続的な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 情報発信・情報交流に関すること
- (2) 人材育成に関すること
- (3) 調査研究に関すること
- (4) 国県への政策提言に関すること
- (5) その他、本協議会の目的達成に必要な事項

第二章 会 員

(会員の構成)

第4条 本協議会の会員は、本協議会の目的に賛同する法人、団体及び個人で構成する。

(会 費)

第5条 会員の会費については別に定める。

(入 会)

第6条 本協議会に加入しようとする者は、入会申込書を提出し、会長の承認を受けるものとする。

2 本協議会の会員は、会員諸元に変更のあるときは変更届を提出し、会長の承認を受けるものとする。

(退 会)

第7条 協議会の会員は、次の場合に退会する。

- (1) 会員より会長に届出があったとき
- (2) 会員が死亡し、又は解散したとき
- (3) 会費を請求後3ヶ月間納入しないとき
- (4) 協議会の名誉を著しく損ねたとき

第三章 役員

(役員の種類)

第8条 本協議会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 3名
- 理事 15名以内（会長・副会長を含む）
- 監事 3名

- 2 役員は総会において会員の中から選任する。
- 3 会長及び副会長は理事を兼ねる。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員の職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには、会長に代わってその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 4 監事は、業務執行及び会計を監査する。
- 5 本条各項の規定において、役員に事故あるとき、又は欠けたときの緊急やむを得ない場合には、他の役員がその職務を代行する。

(任期)

第10条 役員は任期は2年とする。但し再選を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後も、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとし、補欠のため選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第11条 協議会の発展に向けた助言を得るため、本協議会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、会長または部会長の求めに応じて、会務について助言する。

第四章 会議

(会議の種類)

第12条 本協議会に、総会、理事会、企画委員会、部会を置く。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、次の事項を審議し、決議又は承認する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 役員を選任

- (4) 規約の改正
- (5) その他協議会に関する重要な事項
- 3 通常総会は、年1回開催する。また必要に応じ臨時総会を開催できる。
- 4 総会は会長が招集し、総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 総会は会員の2分の1以上の出席をもって開会し、総会の議決は、出席した会員の過半数の同意をもって決する。賛否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会に出席できない会員は、表決を委任することができる。この場合において、本条第5項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会)

第14条 理事会の構成員は、総会で選出する。

- 2 理事会は、次の事項を決定する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) その他本協議会の目的を達成するために必要な事項で、総会に付議を要しない軽易な事項
- 3 理事会は、会長が必要に応じて招集する。
- 4 理事会は理事の3分の2以上の出席をもって開会し、理事会の議決は、出席した構成員の過半数の同意をもって決する。賛否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 理事会に出席できない理事は、表決を委任することができる。この場合において、本条第4項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 6 理事会運営にあたり、会長は会長代行を置くことができる。会長は、会長代行に理事会運営における職務を代行させることができる。

(企画委員会)

第15条 企画委員会は、協議会活動の戦略及び諸活動を企画立案する。

- 2 会長は、副会長、会長代行、部会長、特任副部会長、アドバイザー及び会員のの中から、事業活動の企画立案に必要と認められる者を企画委員に指名する。

(部 会)

第16条 部会は次の三つから構成される。

- (1) 食部会
- (2) サービス・交流部会
- (3) ものづくり部会
- 2 会員は、前項の部会のいずれか一又は複数の部会に所属することができる。
- 3 部会長は会長が指名し、部会は、部会長が必要に応じて召集する。
- 4 会長は、全ての部会に共通の特任副部会長を置くことができる。特任副部会長は次の職務を行う。
 - (1) 部会間の連携・調整に関すること
 - (2) 協議会及び部会の広報に関すること
- 5 部会長は、部会に副部会長を置くことができる。副部会長は部会長が指名し、会長が承認する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときには、部会長に代わってその職務を行う。

- 6 必要に応じて、部会の決定により部会内に研究チームを置くことができる。
- 7 その他部会に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

(会長の専決処分)

- 第 17 条 会長は、会議を招集するいとまのない場合における緊急な事項については、これを専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議に報告し、その承認を得なければならない。

第五章 庶務及び会計

(事務局)

- 第 18 条 本協議会の事務を処理するため、この会に事務局を置く。
- 2 事務局は、財団法人にいがた産業創造機構内に置く。

(会計原則)

- 第 19 条 本協議会の経費は、会費、寄付その他収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

- 第 20 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第六章 雑 則

(施行細則)

- 第 21 条 規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 21 年 10 月 29 日から施行する。
- 2 設立当初の役員の任期は、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、平成 22 年 3 月 24 日から施行する。